

かほく市転居費用助成事業

令和6年能登半島地震により被災し、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住まいに組み替える場合の転居に要する費用を助成するもの。

※応急的な住まい：みなし仮設住宅、公営住宅への一時入居 等

対象者

罹災証明書(かほく市)の発行を受け、かつ、以下のいずれかに該当する者が対象

- ①罹災証明書において全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかの判定を受けた者
- ②応急仮設住宅、公営住宅の一時入居を利用する者で各制度の供与期間内に退去した者(供与期間の満を含む)

支援額

一律 **10万円**

応急的な住まいから再建先に組み替える場合に一律10万円を交付。

※再建先：県内の住居が対象、応急的な住まいは再建先に該当しない。

※組み替え：転居を伴わない再建先への移行は対象外

提出書類

- (1) かほく市が発行する罹災証明書の写し
- (2) 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票（公用取得、用意する必要はありません）
- (3) 転居先への入居に関する契約書等の写し（賃貸借契約書、入居決定通知など）
- (4) 口座振替申出書（通帳またはキャッシュカードのコピーなど）
- (5) 申請者本人を確認できる書面等（免許証やマイナンバーカードなど）
- (6) 代理人による申請の場合は、委任状及び代理人本人を確認できる書面等

ただし、代理人が住民票記載の者である場合は、委任状を省略することができる

申込期限

入居した日から、6か月以内

※支援制度の運用開始（令和6年12月16日）前に入居された方は、この告示日から6か月以内

問い合わせ先

かほく市 産業建設部 都市建設課 （TEL：076-283-7104）